

地方拠点強化税制について

令和4年5月24日

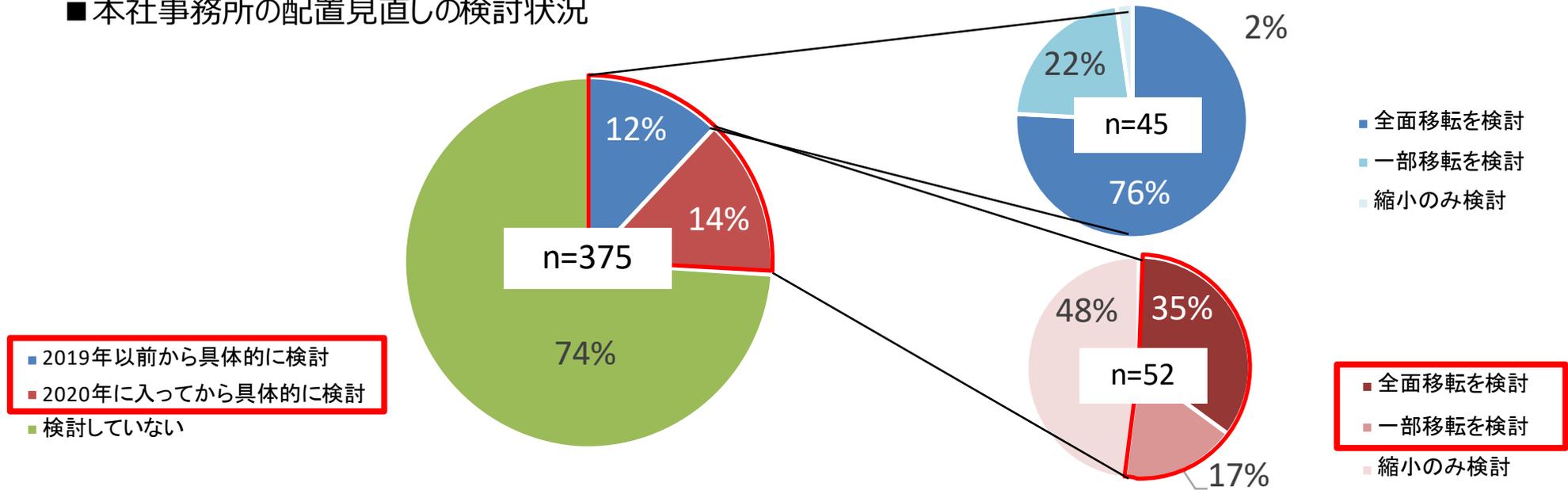
内閣府地方創生推進事務局

- (1) 企業の地方移転等の動向
- (2) 特例措置の概要
- (3) 令和4年度税制改正の内容

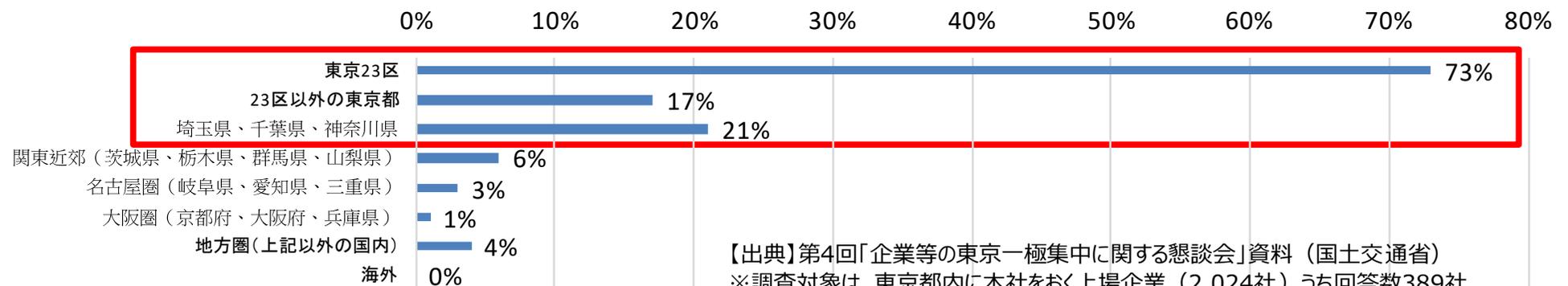
企業の本社機能の地方移転等に関する課題

- 東京都内に本社を有する企業のうち、**2020年に本社事務所の配置見直しの具体的な検討を新たに開始した企業は14%**。
- また配置見直しを検討する企業のうち、**52%が全面・一部移転を検討**している。
- コロナ禍において移転への関心が高まる一方、**移転の候補先は大半が東京23区・東京圏内に止まる**。

■ 本社事務所の配置見直しの検討状況



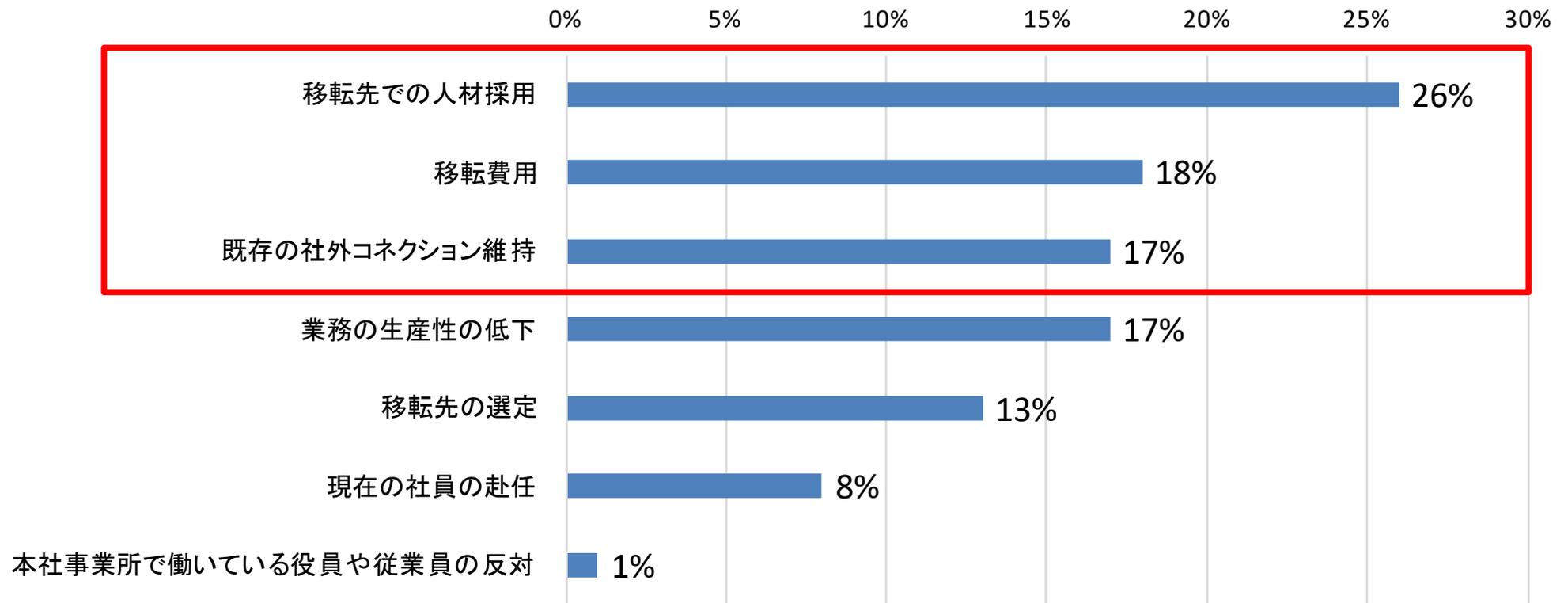
■ 本社事務所の配置見直しの移転先候補（複数回答）（n = 71）



企業の本社機能の地方移転等に関する課題

- 移転等に当たっての課題は、コスト面以外に、人材面や社外との関係などが多く挙げられる。

■ 本社事務所の配置見直しの検討が困難な課題（複数回答）（n = 144）



※出典：第4回「企業等の東京一極集中に関する懇談会」資料（国土交通省）
※調査対象は、東京都内に本社をおく上場企業（2,024社）うち回答数389社

- (1) 企業の地方移転等の動向
- (2) 特例措置の概要**
- (3) 令和4年度税制改正の内容

企業の地方拠点強化を推進する特例措置

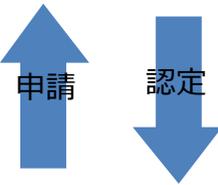
制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設（特定業務施設：事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講ずる。

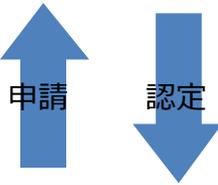
事業スキーム

（地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく）

国
「基本方針」



都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」
（地方活力向上地域等を指定）



事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

（注）措置内容については、令和4年4月以降のものを示す

- **特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）**
認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除
（措置内容）移転型：特別償却 25%、税額控除 7% / 拡充型：特別償却 15%、税額控除 4%
- **特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）**
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除※1
（措置内容）移転型：雇用者増加数 1人あたり最大 90万円※2（50万円＋上乗せ分 40万円※3）
拡充型：雇用者増加数 1人あたり最大 30万円※2
※1 賃上げ促進税制との併用可能 ※2 転勤者は減額 ※3 上乗せ分は最大 3年間継続
- **認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置**
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を減免した場合の減免額に対する地方交付税による補填
- **独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務**
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証
- **政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度**
認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資

企業の地方拠点強化を推進する特例措置の対象地域等

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く対象となりうる。



東京23区及び対象外地域

東京圏

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

対象外地域

中部圏中心部

青色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) ※移転型事業に限り、対象地域
----	---

準地方活力向上地域

近畿圏中心部

青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) ※移転型事業に限り、対象地域
----	---

準地方活力向上地域

◆ 東京23区

「移転型事業」は、東京23区から首都圏(黄色の地域)外への本社機能の移転を要件とする。

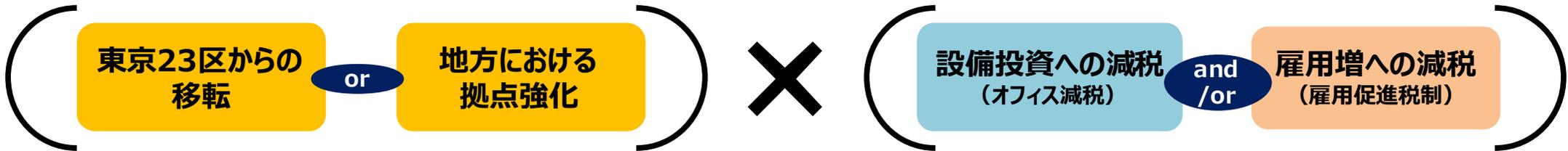
◆ 対象外地域

黄色・青色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外(※)となる。具体的には次のとおり。

- ・ 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
- ・ 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
- ・ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

※移転型事業に限り、青色の地域(「準地方活力向上地域」となりうる地域)は対象。

地方拠点強化税制のポイント



ポイント1
一部移転もOK
地方企業も活用OK



に対して優遇
* 東京の企業に限らず、
地方の地場企業でも活用可能

ポイント2
研究所/研修所もOK
大企業も活用OK



* 工場は対象外だが、工場内にある研究所であっても、床面積割合に応じて優遇可能
* 対象となる業種、企業規模に制限なし

ポイント3
手厚い優遇

オフィス減税は、
建物等の取得価額の
and/or
雇用促進税制は、
増加した従業員1人当たり



が受けられる

地方拠点強化税制 (適用期限：令和6年3月末)

移転型

東京23区からの企業の
本社機能の移転を促進

〔東京圏の既成市街地等以外への移転
の場合〕



拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の
強化を促進

〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等
以外での拡充の場合〕



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 (事業者作成→知事認定)

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小1人) ※
対象施設：事務所、研究所、研修所
対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要
①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者
②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

(措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,500万円(中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

雇用促進税制

適用要件：①事業主都合の離職者なし

- 雇用者増加数1人当たり最大**90万円(80万円*)**を税額控除
《最大50万円(注) + 上乗せ分40万円(30万円*)》
* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

<上乗せ分について>

- 上乗せ分40万円は最大3年間継続(40万円×3年=120万円)
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
- 特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除
- 雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可

- 雇用者増加数1人当たり最大**30万円(注)**を税額控除

(注) 増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円)。非正規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。賃上げ促進税制との併用可能。

こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、本社機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 地方にある事務所の雇用を増やしたい！
- ✓ 効率化のため、地方に研究所を集約したい！



設備投資額や雇用増加数に応じて、
税制優遇を受けられます (※) ！

詳細は裏面をチェック ✓

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



地方拠点強化税制

地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
 - ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は原則対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（正規雇用）
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

< 詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！ >

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)
03-3501-1697
内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)
03-3502-6770
内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

< その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問い合わせください！ >

【その他の特例措置①】地方税の減免措置

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は、地方公共団体が条例を制定している前提で、地方税の減免を受けることができる。

(地方公共団体は、減免によって生じた地方税の減収額の一部について、地方交付税による補填措置を受けることができる)

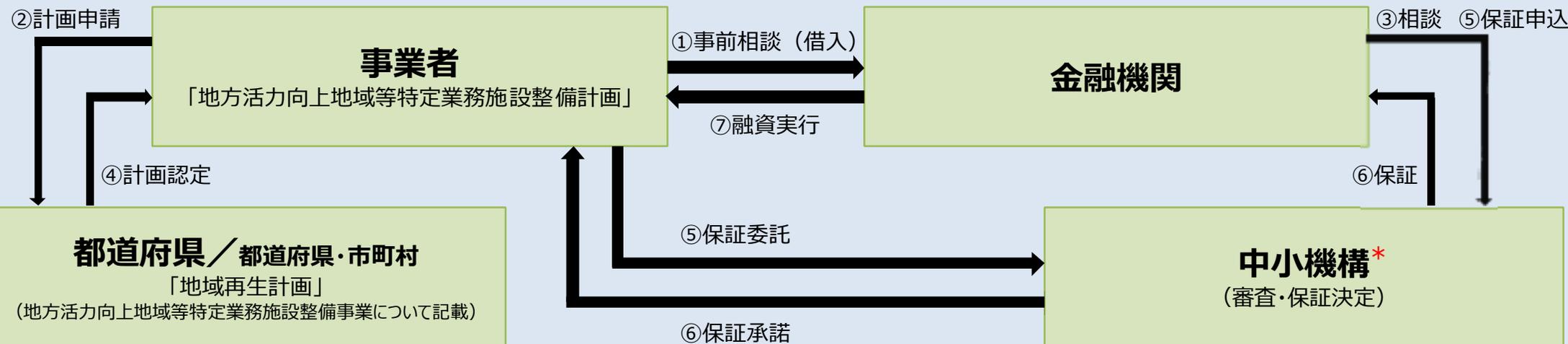
	移転型事業	拡充型事業
対象地域	首都圏の既成市街地等以外の地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域
対象となる地方公共団体(財政力要件)	<p>[都道府県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ~0.52未満：3/4補填 ・ 0.52~0.69未満：1/2補填 ・ 0.69~0.85未満：1/4補填 <p>[市町村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ~0.64未満：3/4補填 ・ 0.64~0.79未満：1/2補填 ・ 0.79~0.93未満：1/4補填 	<p>[都道府県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ~0.47未満：3/4補填 <p>[市町村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ~0.63未満：3/4補填 ・ 0.63~0.74未満：3/8補填
補填対象	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)
補填率 (※補填対象となる減税率の上限)	事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 不動産取得税 10/10 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	不動産取得税 10/10 固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左
取得価額要件	3,800万円超(中小企業は1,900万円超)	同左

※減免の可否・内容は、地方公共団体(都道府県・市町村)が定める条例によって異なります。

【その他の特例措置②】中小企業基盤整備機構による債務保証制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、中小企業基盤整備機構の債務保証を受けることができる。

◆ スキーム



* 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。

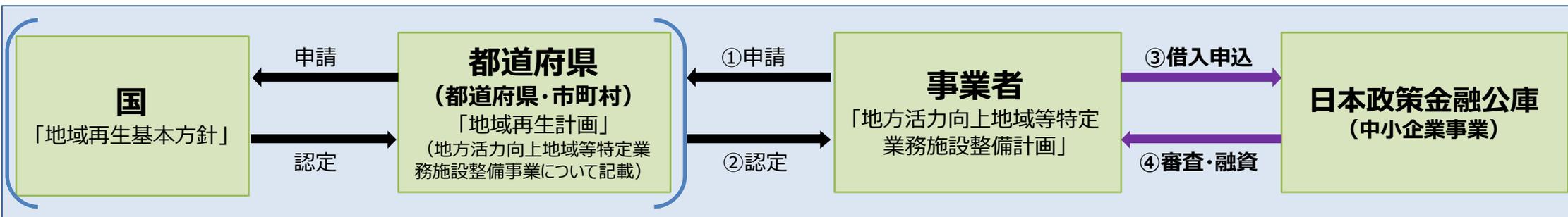
◆ 保証条件

対象事業者	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入元本の30%
保証期間	10年以内（必要に応じて3年以内で据置期間設定可能）
保証料	年0.3%（無担保扱いの場合は年0.4%）・1年毎前払い
資金使途	認定計画で認められた使途のうち設備資金
担保	原則として徴求（保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い）
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し対応。

【その他の特例措置③】日本政策金融公庫による融資制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（中小企業者）は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、長期かつ固定金利で日本政策金融公庫から融資を受けることができる。

◆ スキーム



◆ 地域活性化・雇用促進資金〈地方活力向上地域等特定業務施設整備計画関連〉の制度概要

貸付対象	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
資金使途	設備資金及び長期運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億以内）	
貸付利率	基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③とする。	

- (1) 企業の地方移転等の動向
- (2) 特例措置の概要
- (3) 令和4年度税制改正の内容**

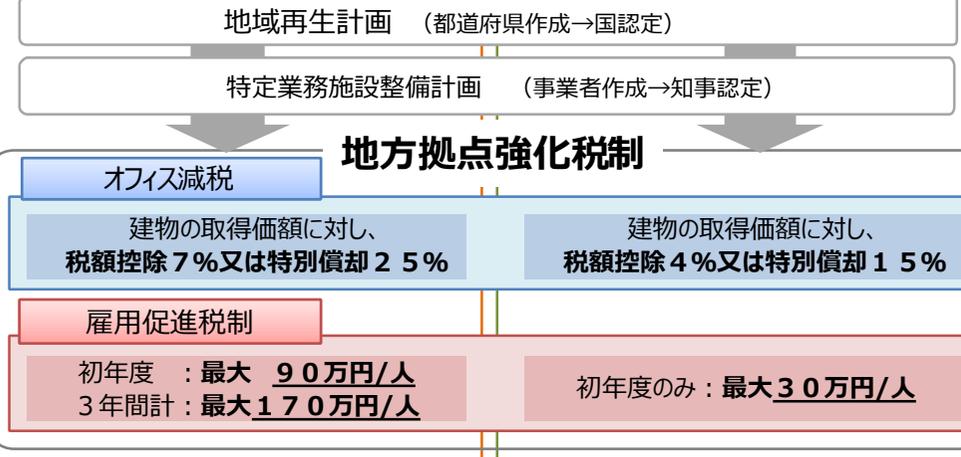
地方拠点強化税制の令和4年度税制改正要望の結果

1. 令和4年度税制改正要望の背景・課題

- コロナ禍でテレワークやリモート会議の導入が進んだことで、**IT業や中小規模事業者**を中心に、本社機能移転への関心は高まっているものの、**大半が東京23区内や東京圏内に留まる**傾向。
- コロナ禍を踏まえた地方創生を実現する観点から、東京圏からさらに一步地方に踏み出して、**本社機能を地方に移転・分散化し、地方で雇用を創出**するよう、**企業のインセンティブを高める**ことが重要。

移転型 (東京23区からの移転の場合)

拡充型 (地方の企業の本社機能強化)



2. 令和4年度税制改正要望の結果

地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）について、**適用期限を2年間延長**（令和6年3月末まで）するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた、**適用要件の緩和等の拡充**を実現。

(1) 地方移転等のポテンシャルの高い事業者に対するインセンティブの向上

<IT・情報関連業等>

- 対象となる**事業部門**について、「**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）**」を追加
- 対象となる**地域**について、「事業者の立地を目的として地方自治体が**情報通信環境の整備を行っている地域**」を追加
- 対象となる**地方拠点**について、他の条件（本社機能を有する等）を満たす限り、「**サテライトオフィス**」も含まれることを明記

<中小規模事業者>

- 整備計画の認定対象となる**従業員の増加数（中小企業）**について、**1名以上**に緩和【現行：2名以上】
- 雇用促進税制の対象となる**従業員の増加数**について、**要件を廃止**【現行：2名以上の増加】

(2) 地方における雇用創出効果の高い事業者に対するインセンティブの向上

- オフィス減税の対象となる**地方拠点の整備期間**について、**3年以内**に延長【現行：2年以内】
- 雇用促進税制の対象となる**従業員**について、**地方拠点の整備完了前に新規雇用した従業員**を追加

(3) 事務手続きの負担軽減

- **雇用促進計画の提出期限**について、整備計画の認定後、**3か月以内**に延長【現行：2か月以内】

※詳細な要件等については、ガイドライン等を参照

改正内容例① 情報サービス事業部門の追加

- 対象となる事業部門について、「情報サービス事業部門」を追加する。

■ 対象となる事業部門

<ガイドライン別表（改正後）における「特定業務施設で行われる業務部門」>

部門	内容
調査及び企画部門	事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	自社の社内業務としてシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている部門
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括を行っている部門
その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門



部門	内容
<u>情報サービス事業部門</u>	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門 ✓ 情報処理サービス部門（システム・ソフトウェア開発等） ✓ 情報提供サービス部門（商品情報提供サービス等）

改正内容例② 雇用者の増加数要件の緩和

- 整備計画の認定対象となる**従業員の増加数**（中小企業）について、**1名【現行：2名】以上に緩和**する。
- 雇用促進税制の対象となる**雇用者の増加数**について、**要件【現行：2名以上の増加】を廃止**する。
- ただし、雇用促進税制について、**法人全体の雇用者増加数を控除上限とする要件**については**継続**。

■ 整備計画の認定時の雇用増加要件

【現行】 常時雇用する従業員の増加数について、

大企業 : 5名以上



中小企業 : **2名**以上



【改正後】 常時雇用する従業員の増加数について、

大企業 : 5名以上



中小企業 : **1名**以上



■ 雇用促進税制の適用時の雇用増加要件

【現行】

I 次の①、②のいずれかを満たすこと

- ① 当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数が**2人以上**であること
- ② 当該適用年度より前のいずれかの適用年度において**①を満たし**、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体の雇用者増加数及び特定業務施設の雇用者増加数が、ともに0以上であること

II 法人全体の雇用者増加数が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要。

【改正後】

~~I 次の①、②のいずれかを満たすこと~~

- ~~① 当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数が2人以上であること~~
- ~~② 当該適用年度より前のいずれかの適用年度において①を満たし、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体の雇用者増加数及び特定業務施設の雇用者増加数が、ともに0以上であること~~

要件を廃止

~~I-II~~ 法人全体の雇用者増加数が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要。

令和4年度税制改正により、 地方拠点強化税制は さらにメリットが向上します！

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01announcement.pdf>

- ✓ 適用期限を**延長**します！
 - **令和6年3月末まで**、2年間の延長
- ✓ 優遇の**対象範囲を拡大**します！
 - 「**情報サービス事業部門**」の追加
 - 「自治体により**情報通信環境が整備されている地域**」の追加
- ✓ **要件の緩和・廃止**により、メリットが向上します！
 - 従業員の**増加数が1名でも適用可能**に
 - 整備計画（中小企業）：2名以上 → **1名以上**に緩和
 - 雇用促進税制：2名以上 → 要件を**廃止**
 - 大規模な拠点整備に対してさらなる後押し
 - オフィス減税：2年以内に整備完了 → **3年以内**に緩和
 - 雇用促進税制：整備完了後に雇用した従業員のみ
→ **整備完了前の雇用**も適用
- ✓ **事務負担が軽減**されます！
 - 雇用促進計画の**提出期限の延長**

制度の詳細は裏面をチェック✓

※関連法案は令和4年3月22日成立、同年4月1日より施行されます。

※詳細な要件については、担当部局までお問い合わせください。



地方拠点強化税制

地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
 - ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は原則対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（正規雇用）
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

< 詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！ >

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)
03-3501-1697
内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)
03-3502-6770
内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

< その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！ >